

## みんなの公共交通を考える会 定款

### (名称・事務所)

第一条 本会をみんなの公共交通を考える会という。

第二条 本会の事務所を愛媛県東温市に置く。

### (目的)

第三条 東温市の実情にあった移動しやすい公共交通のプランを作成し、その実現をめざす。障害者や高齢者にとって使いやすいバリアフリーの交通網を充実させることにより、誰もがいつまでも住み続けたいまちづくりをめざすことを目的とする。

### (事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 会員の移動補助に関する事業
- ・ 情報発信に関する事業
- ・ 地域・他団体との協働に関する事業
- ・ その他この会の目的達成のために必要な事業

### (会員)

第五条 本会の会員は以下の3種とする。

- ・ 正会員 本会の趣旨に賛同し会費を納めた個人。正会員のみが総会における議決権を有する。
- ・ 応援会員 本会の趣旨に賛同し応援費を収めた個人または団体
- ・ ボランティア会員 本会の趣旨に賛同しボランティアとして活動する個人または団体

第六条 会員が次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を出した時
- ② 会費を一年以上滞納した時
- ③ 除名された時

### (役員)

第七条 本会には次の役員をおく。また必要に応じて理事もおくことができる。

会長 1名 監事 1名

(役員を選出及び任期)

第八条 会長・監事は、総会で正会員の中から選出する。役員任期は、2年とし再任を妨げない。補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第九条 役員の仕事は次の通りとする。  
会長は会を代表し会務を統括する。監事は会計を監査する。

(事務局)

第十条 本会には事務局長をおく。事務局長は役員会の同意を得て会長が委嘱する。事務局は、本会の庶務並びに会計事務を処理する。

(顧問)

第十一条 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(委員会)

第十二条 本会が必要に応じて委員会を設けることができる。  
・ 調査、研究委員会  
・ 実行委員会

(総会)

第十三条 総会は、正会員をもって構成する。

第十四条 総会は、毎年1回開催し、定款の変更・事業報告・事業計画・予算、決算の承認・役員を選出など運営に関する重要事項を議決する。

第十五条 役員が必要と認めた時、正会員の五分の一から請求された時、および監事から召集された時に臨時に総会を開くことができる。

第十六条 総会は正会員の三分の一以上の出席がなければ開会することができない。

第十七条 総会の議決は当日出席及び書面議決、委任出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数の時は議長が決する。なお、議長は役員互選によって選出する。

(会計)

第十八条 本会の経費は、会費、補助金・委託金及び寄付金等をもって充てる。会計年度は、4月1日から翌年3月末までとする。

第十九条 会費の種類及び納入方法等は、総会において決定する。

付則 この定款は、平成26年5月19日から施行する。